

日医発第 2388 号（地域）（健Ⅱ）
令和 5 年 3 月 22 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜 范 敏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の構築につきましては、松本吉郎会長名にて令和 5 年 3 月 15 日付日医発第 2334 号（地域）（健Ⅱ）（医経）の文書を以て、貴会管下郡市区医師会とともに貴都道府県行政や病院団体・支部等の関係者との協議・連携を一層進めていただき、移行計画の策定や入院調整等の医療提供体制の構築をしていただくよう、お願い申し上げたところであります。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

本件は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日）の基本的考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容について、具体的に示すものであります。

同事務連絡では、今後、各都道府県において、これを基にコロナの位置づけ変更後も必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築することを求めています。その中で、本年 4 月 21 日までに作成する移行計画の検討・策定に当たっては、都道府県医師会等の地域の医療関係者等と協議を行うことが要請されています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県行政等との協議・連携につき、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。